

介 護 保 険 特 別 会 計

介護保険特別会計〔健幸福祉部 介護福祉課・健幸長寿課 所管〕

1. 概要

現在、国の高齢者人口は急速に増加し、高齢化率は29.1%（令和5年10月1日現在）となっており、介護保険制度における要介護または要支援の認定者は増加している状況である。

守谷市においても高齢者人口の増加速度は、総人口の増加よりも上回っており、高齢者人口は増加の一途をたどっている。高齢化率については、23.9%（令和6年4月1日現在）となっており、国の高齢化率を下回っているが、年々増加している。今後、ますます介護保険サービスをはじめとする高齢者の生活を支援していくための制度・施策が重要となる。

このような状況を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画とする「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、住み慣れた地域で健やかに暮らし、安心と幸せを感じられるよう、「医療」、「介護」、「生活支援・介護予防」等が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進と介護保険制度の持続的な運営により、地域の実情に応じた高齢者福祉施策の推進や介護保険サービスの充実を図る。

（1）介護保険制度の運営

- ① 介護保険制度は創設以来、老後の安心を支える仕組みとして定着しているが、今後、高齢者人口が増加していく中、安定的にサービス提供を行い、制度を運営していく必要がある。そのため、65歳以上の転入者及び65歳に到達し介護保険第1号被保険者となる方に、介護保険制度のリーフレットを被保険者証とともに配付し、介護保険制度の周知、啓発を行う。
- ② 市広報紙や市ホームページ等において制度を周知（介護保険料の説明、介護保険サービスの利用方法など）する。
- ③ 介護給付・介護予防給付の適正化のために、要介護認定調査の適正化、ケアプラン点検、医療情報との突合・縦覧点検等を実施する。

（2）介護予防・健康づくり施策の充実・推進

高齢者が自身の健康状態への関心を高め、自主的に健康づくりに取り組むことができるよう、フレイル予防を主眼とした運動教室や講演会を開催するとともに、SNS等を活用し効果的な情報発信を行う。

（3）認知症高齢者の支援対策

- ① 認知症に対する正しい理解と予防や早期発見・早期受診について考える機会とすることを目的に、市民向けに認知症サポーター養成講座や認知症体験講座等を開催する。
- ② 「認知症サポートブック（認知症ケアパス）」を活用し、認知症の相談から医療・介護等のサービス、認知症の方の接し方等について情報を提供する。また、オレンジカフェや認知症の方の家族のつどいの開催等により、認知症の方やその家族を支える環境を整える。

（4）地域包括ケアシステムの充実

高齢者の社会参加、支え合いの仕組みづくり等をまちづくり協議会や社会福祉協議会と連携し取り組む。また、高齢者の生活を支えるサービスの提供や在宅医療と介護サービスの連携を図ること等により、介護が必要になっても地域で安心した生活を続けるために必要な事業を実施する。

2. 歳入の状況

(単位：千円、%)

款	項	7 年度	構成比	6 年度	増減額	増減
保険料	介護保険料	1,048,125	24.8	1,039,422	8,703	0.8
使用料及び手数料	手数料	1	0.0	1	0	0.0
国庫支出金		742,633	17.6	739,202	3,431	0.5
	国庫負担金	688,744	16.3	676,761	11,983	1.8
	国庫補助金	53,889	1.3	62,441	△8,552	△13.7
支払基金交付金	支払基金交付金	1,045,545	24.7	1,025,308	20,237	2.0
県支出金		564,284	13.3	552,901	11,383	2.1
	県負担金	534,638	12.6	525,215	9,423	1.8
	県補助金	29,646	0.7	27,686	1,960	7.1
財産収入	財産運用収入	1,506	0.0	27	1,479	5477.8
繰入金		827,484	19.6	760,341	67,143	8.9
	他会計繰入金	756,422	17.9	727,975	28,447	4.0
	基金繰入金	71,062	1.7	32,366	38,696	119.6
繰越金	繰越金	1	0.0	1	0	0.0
諸収入		103	0.0	103	0	0.0
	延滞金	100	0.0	100	0	0.0
	雑入	3	0.0	3	0	0.0
歳入合計		4,229,682	100.0	4,117,306	112,376	2.7

3. 歳出の状況

(単位：千円、%)

款	項	7 年度	構成比	6 年度	増減額	増減
総務費		224,995	5.3	207,781	17,214	8.3
	総務管理費	166,030	3.9	153,462	12,568	8.2
	徴収費	4,817	0.1	4,400	417	9.5
	介護認定審査会費	54,020	1.3	49,403	4,617	9.3
	趣旨普及費	128	0.0	516	△388	△75.2
保険給付費		3,764,247	89.1	3,698,396	65,851	1.8
	介護サービス費	3,474,110	82.2	3,408,494	65,616	1.9
	介護予防サービス費	104,285	2.5	95,157	9,128	9.6
	高額介護サービス費	91,224	2.2	90,994	230	0.3
	高額医療合算介護サービス費	20,299	0.5	20,367	△68	△0.3
	特定入所者介護サービス等費	70,645	1.7	79,960	△9,315	△11.6
	その他諸費	3,684	0.1	3,424	260	7.6
地域支援事業費		237,207	5.6	209,375	27,832	13.3
	介護予防・生活支援サービス事業費	108,324	2.6	101,401	6,923	6.8
	一般介護予防事業費	44,282	1.0	27,682	16,600	60.0
	包括的支援事業・任意事業費	84,271	2.0	79,984	4,287	5.4
	その他諸費	330	0.0	308	22	7.1
基金積立金	基金積立金	1,506	0.0	27	1,479	5477.8
諸支出金		727	0.0	727	0	0.0
	償還金及び還付加算金	726	0.0	726	0	0.0
	繰出金	1	0.0	1	0	0.0
予備費	予備費	1,000	0.0	1,000	0	0.0
歳出合計		4,229,682	100.0	4,117,306	112,376	2.7

〔健幸福祉部 介護福祉課 所管〕

01020101 介護保険料賦課徴収経費

予算書P. 334

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,817	4,400	417	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	4,817	4,400	417	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行(平成12年4月)により介護保険制度が開始した。

市町村は介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならないとされている(法第129条第1項)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

対象は、第1号被保険者(市外にある特別養護老人ホーム等の介護保険住所地特例施設に転出した方も含む)。介護保険料の適正な賦課、円滑な納付を促し、収納率を高め、適正な制度の運用を図る。それにより、介護が必要になった時にその能力に応じ自立して生活できるようにするための介護給付が行えるようになる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護保険料を賦課(保険料額の決定)し、徴収を特別徴収と普通徴収により行う。

- ・特別徴収は年金の年額が18万円以上の方で、年金の支払い月に年6回に分けて年金から徴収する。
- ・普通徴収は年金の年額が18万円未満の方等で、納付書又は口座振替で年8回に分けて徴収する。

滞納者に対しては、督促状、催告書等の文書・電話等により納付の催告を行う。

01030101 介護認定審査会経費

予算書P. 335

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	21,854	21,538	316	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	21,854	21,538	316	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行(平成12年4月)により、市町村は要支援・要介護の審査・判定のため、介護認定審査会を設置することとされた(法第14条)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護認定審査会において、迅速かつ公正・公平な要介護等の審査及び判定を行い、市民の適切な介護サービスの利用に繋げることを目的とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護認定審査会を月6回開催し、要支援・要介護認定申請者に対する認定調査及び主治医意見書に基づき、介護の必要性(要介護度等)について申請日から30日以内を目途に審査・判定を行う。

保健・福祉・医療の学識経験者から各分野のバランスに配慮した人員をもって構成している。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	32,166	27,865	4,301	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	32,166	27,865	4,301	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行(平成12年4月)により、要介護等認定を受けようとする被保険者は、市町村に申請しなければならない(法第27条第1項及び第32条第1項)。市町村は申請のあった被保険者の要介護認定調査を行うこととされている(法第27条第2項及び第32条第2項)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護認定審査会において要支援・要介護認定を審議・判定するための基礎資料を作成することを目的とする。認定調査員を雇用し、訪問調査の体制を整備することで、迅速・適正な認定を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

認定調査員が要支援・要介護認定申請者を訪問し、身体機能、生活機能、認知機能、精神・行動障がい等の分野において介助の状況や有無について調査を行い、介護認定審査会の基礎資料となる認定調査票を作成する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,640	1,968	△ 328	
国庫支出金	632	758	△ 126	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
県支出金	315	378	△ 63	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
地方債	0	0	0	
その他	315	378	△ 63	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
一般財源	378	454	△ 76	

【背景(なぜ始めたのか)】

厚生労働省「介護給付適正化推進運動」(平成16年10月)に基づき事業を開始した。

市町村は、地域支援事業として介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行うことができるとされている(法第115条の45第3項第1号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護給付費等の適正化を図ることで、利用者に対する適切な介護サービスが確保されるとともに、不適切な給付が削減される。その結果、介護給付費の伸びが抑制されることで、介護保険制度の持続可能性を高めることができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 要介護認定の適正化

認定調査を可能な限り市が行う。市職員が認定調査票の点検を行う。

2 ケアプラン点検、住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査

ケアプラン点検マニュアルや介護給付適正化総合支援システムを活用したケアプラン点検を行う。

住宅改修や福祉用具購入前の事前審査を行うとともに、福祉用具貸与の必要性の調査を行う。

3 医療情報との突合・縦覧点検

国保連から提供される縦覧点検帳票を活用し、請求内容の誤り等を早期に発見し、適切な処置を行う。

〔健幸福祉部 健幸長寿課 所管〕

03010101 介護予防・生活支援サービス事業

予算書P. 341

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	97,895	92,226	5,669	
国庫支出金	10,621	24,394	△ 13,773	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	6,637	7,736	△ 1,099	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	20,973	24,443	△ 3,470	地域支援事業支援交付金、地域支援事業繰入金(介護予防事業)
一般財源	59,664	35,653	24,011	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、地域の実情に即した多様なサービスを総合的に提供することが可能となり、守谷市は平成29年4月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始した(法第115条の45第1項第1号及び第2号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要支援認定者等に対し、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるようになる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

指定訪問介護事業所による訪問型サービス及び指定通所介護事業所による通所型サービスを実施する。

03010201 介護予防ケアマネジメント事業

予算書P. 341

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,429	9,175	1,254	
国庫支出金	2,086	1,835	251	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	1,303	1,146	157	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	4,119	3,623	496	地域支援事業支援交付金、地域支援事業繰入金(介護予防事業)
一般財源	2,921	2,571	350	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、地域の実情に即した多様なサービスを総合的に提供することが可能となった。守谷市は平成29年4月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護予防・生活支援サービス利用に必要な介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターが実施している(法第115条の45第1項第1号ニ)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要支援認定者等から依頼を受けてケアマネジメントを実施することで、その心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所サービス、一般介護予防事業等により提供されるサービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供される。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

委託先の南部・北部各地域包括支援センターに配置されている3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）及び指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、要支援認定者等に対するアセスメントを行い、介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成する。

03020101 介護予防把握事業

予算書P. 341

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,418	3,101	317	
国庫支出金	684	620	64	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	427	387	40	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	1,350	1,224	126	地域支援事業支援交付金、地域支援事業繰入金(介護予防事業)
一般財源	957	870	87	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にある何らかの支援を要する高齢者を早期発見し、介護予防に資する取組みにつなぐことを目的として開始した。

平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業開始により、介護予防事業から一般介護予防事業に組替えて実施している（法第115条の45第1項第2号）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上の高齢者の中から介護予防事業対象者（要支援・要介護状態になる恐れのある虚弱な高齢者）を把握し、介護予防活動へつなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

特定の年代を対象に基本チェックリストなどを活用し、何らかの支援を要する高齢者を把握する。対象者に対し、保健師・作業療法士・管理栄養士・歯科衛生士が、生活状況や身体状況を確認して介護予防事業の利用を促す。

03020102 介護予防普及啓発事業

予算書P. 342

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	25,853	23,315	2,538	
国庫支出金	5,170	4,663	507	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	3,232	2,914	318	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	10,213	9,209	1,004	地域支援事業支援交付金、地域支援事業繰入金(介護予防事業)
一般財源	7,238	6,529	709	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、介護予防に資する内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施することを目的として開始した。

平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業開始により、介護予防事業から一般介護予防事業に組替えた（法第115条の45第1項第2号）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上の高齢者に介護予防に関する知識を得てもらい、介護予防を意識した生活を送ることで、日常生活動作の維持向上が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 介護予防、日常生活動作の維持向上を図るための情報について、広報紙やホームページへの掲載のほか、SNSによる情報発信を行う。
- 2 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会を開催する。
- 3 シニアクラブやサロン等において、栄養改善・口腔ケア・介護予防等に関する出前講座を開催する。
- 4 介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等を開催する。
 - ・生きがい活動支援通所事業（げんき館）
 - ・シルバーリハビリ体操
 - ・あおぞら運動教室（公園を活用した運動教室）
 - ・シニア運動教室（個々の体力に合わせた運動教室）等



あおぞら運動教室

03030101 地域包括支援センター運営費

予算書P. 343

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	61,987	62,163	△ 176	
国庫支出金	23,865	23,933	△ 68	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
県支出金	11,932	11,966	△ 34	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
地方債	0	0	0	
その他	11,932	11,966	△ 34	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
一般財源	14,258	14,298	△ 40	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月施行の改正介護保険法に基づき地域包括支援センターを設置した。
 高齢者人口の増加が見込まれることから、市民の身近な相談窓口である地域包括支援センターの機能強化のため、令和2年度から市内を南・北2圏域に分け、それぞれ法人に委託し、地域包括支援センターを2か所に増設した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な介護・福祉・保健・医療等の支援を行うことで、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 地域包括支援センターの運営

市と連携を図りながら、高齢者の身近な相談窓口としての機能を強化し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が連携し、総合的な支援を行う。

- ・ 総合相談業務…高齢者の相談を受け、適切なサービスや制度につなげるなどの支援を行う。
- ・ 権利擁護業務…高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進の支援や高齢者虐待への対応を行う。
- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務…地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援などを行う。
- ・ 認知症関連業務…相談や訪問等で認知症が疑われる方を早期発見し、診断・治療・サービスにつなげる。

2 守谷市地域包括支援センター運営協議会の開催

所掌事務：センターの設置運営、業務の方針、職員の確保、その他地域包括ケアに関すること

委員構成：介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者、地域ケアに関する学識経験者、第1号被保険者等

03030502 認知症地域支援・ケア向上事業

予算書P. 346

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,667	620	2,047	
国庫支出金	1,026	238	788	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
県支出金	513	120	393	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
地方債	0	0	0	
その他	513	120	393	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
一般財源	615	142	473	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年度から「認知症総合支援事業」が地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられたことに伴い、守谷市では平成29年度から実施している(法第115条の45第2項第6号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、医療・介護等の連携を強化し、地域での支援体制を構築する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

認知症地域支援推進員を中心に、認知症の方を地域で支える体制の構築と、認知症に対する理解を深めるための取組を推進する。

- ・ 認知症を知る月間に合わせ普及啓発の実施
- ・ 認知症サポートブック(認知症ケアパス)の作成・配布
- ・ 認知症の方やその家族、地域住民、専門職が集える場となる「オレンジカフェ(認知症カフェ)」の開催
- ・ 認知症の方を地域で見守る体制づくりのため「認知症声かけ模擬訓練」の実施
- ・ 認知症に対する理解を深めるため「認知症フレンドリー講座」の開催



認知症フレンドリー講座

